16JEITA-環安第２９８号
平成 16 年 12 月 21 日

会員各位

（社）電子情報技術産業協会
環境・安全部
部長　桑原　孝

家電・汎用品高調波抑制対策ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ廃止に伴う当協会の高調波規制対応について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
　平素は当協会事業に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、当協会では、家電製品・情報機器等に関する高調波抑制対策と致しまして、経済産業省の「家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン（以下高調波ガイドラインと記す)」に基づいた、協会指針（旧工業会指針）及び実行計画（電子機器：電子環第00-326号、情報機器：JEITA低周波EMC専門委員会ホームページ等で通知)をもって会員各社に周知徹底を図ってまいりました。

　今般、9月6日、経済産業省より、上記「高調波ガイドライン」の廃止が通知されました。
　この高調波ガイドライン廃止後の対応については、同通知で、JIS C61000-3-2(2003)（電磁両立性-第3-2部:限度値-高調波電流発生の限度値(1相当たりの入力電流が20A以下の機器）が制定されたことに伴い、傘下の会員各位に対し同規格への適合を促すなど、引き続き、家電・汎用品による高調波抑制対策に取り組むよう指導されています。
　したがいまして、当協会としては、今後とも積極的に高調波抑制対策を促進する立場から、下記のような対応を行いますので、社内への周知徹底をお願い致します。

記

　当協会としては、高調波ガイドラインの廃止を前提にして、既に JIS 規格を取り込んだ実行計画を発行し、会員各社に周知徹底をお願いしています。ただし、JIS 適用に当たり、電子機器と情報処理機器では、適用時期や規制対象規格に若干の違いがありましたので、今後は以下のように統一し、対応することと致します。

1.2004 年 10 月～JISC61000-3-2 第 2 版発行まで：
　JIS C 61000-3-2（2003：第 1 版)、または IEC 61000-3-2　Ed2.1（入力電圧は国内に変換）を適用する。

2.JISC61000-3-2 第 2 版発行後：
　JIS C 61000-3-2 第 2 版を適用。（ただし、JIS C 61000-3-2 第 2 版発行から 1 年間は、猶予期間として前 1 項の規格を適用してもよい。）

（解　説）

A.IEC61000-3-2　Ed2.1 を適用可能とする理由

高調波規制の最新国際規格である IEC61000-3-2　Ed2.1 は既に 2001 年に発行され、欧州では内容的に同一の EN61000-3-2　2000 版が発効しています。（2004 年 1 月から適用必須）

国内においては、JISC61000-3-2　2003 年版（第 1 版）が発行されており、当協会としては、この規格で対応していますが、IEC61000-3-2　Ed2.1 にほぼ整合する JISC61000-3-2　第 2 版についても、検討が完了しており、本年度中には発行予定との連絡を受けています。

このように国内の高調波規格は国際整合化が進められていますが、当協会として、より積極的に国際整合化を目指す観点から、JISC61000-3-2　第 2 版の内容を先取りし、IEC61000-3-2　Ed2.1 を適用可能とするものです。

尚、他の工業会においても、高調波ガイドラインの廃止に伴い、国際整合化を目指す動きがあります。

B.取扱説明書等への適合/準用表示

取扱説明書等への適合/準用の表示は、IEC61000-3-2　Ed2.1 を適用した場合も、従来どおり「高調波抑制対策に対する取扱説明書等への表示（記載）について（15JEITA-環安第 322 号 平成 16 年 2 月 13 日通知）」によります。

C.電子機器の対応

①本文 1 項：実行計画（協会指針）（平成 16 年 4 月 5 日発行）に加えて、IEC 61000-3-2　Ed2.1 を適用可とする。

②本文 2 項：新たに追加し、規定する。

D.情報処理機器の対応

情報処理機器　高調波電流抑制対策　実行計画(平成 16 年 7 月 1 日発行)と同じ。

敬　具

（問合せ先）
社団法人　電子情報技術産業協会（略称：JEITA）
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台３丁目１１番地　三井住友海上別館ビル
環境・安全部　小松（情報機器担当）、関根（電子機器担当）
Tel:03-3518-6433　Fax:03-3295-8727